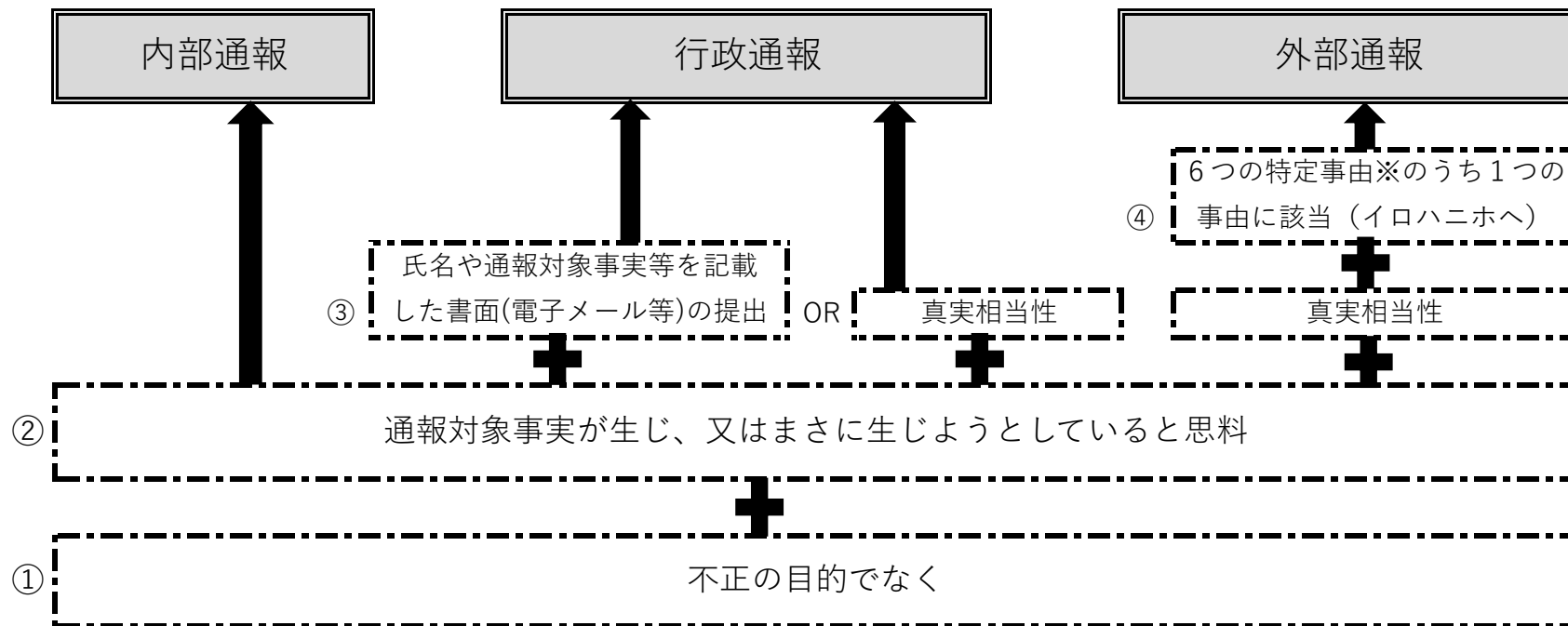


通報先ごとの保護要件の違い（労働者、退職者）



※特定事由

- ・不利益取扱いを受ける危険がある場合（イ）
- ・証拠隠蔽の危険がある場合（ロ）
- ・通報者の特定情報が漏洩する危険がある場合（ハ）
- ・通報妨害がある場合（ニ）
- ・調査・是正措置の懈怠がある場合（ホ）
- ・生命身体・財産に対する一定の重大な損害が発生する危険がある場合（ヘ）

通報者

（労働者、退職後1年以内に通報した退職者）